

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 7 月 13 日 (火) 第 8 2 1 0 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (446) (畜産課) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (447・448) (森林・林業総室) . . . . . 2
	県営土地改良事業の工事の完了 (449) (西部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (2 件) (景観まちづくり課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第446号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 実施の目的

口蹄疫の発生を予防するため

### 2 実施する区域

県下全域の偶蹄類の動物を飼養する施設（炭酸ソーダの4パーセント水溶液及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除く。以下「飼養施設」という。）

### 3 実施の期日

平成22年7月15日から同年8月14日まで

### 4 消毒方法及びその実施方法

炭酸ソーダの4パーセント水溶液等を用いて飼養施設に出入りする者の作業靴及び車両を消毒し、並びに消石灰等を用いて飼養施設の進入路等を消毒する。

## 鳥取県告示第447号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町山志谷字峠317の4、志谷字峠501の25、501の26

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 解除の理由

道路用地とするため

## 鳥取県告示第448号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字大石塔2123の3（国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字天王行岸629の4から629の10まで、629の13、629の14（以上9筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

#### 鳥取県告示第449号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年7月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業大高地区	平成22年1月20日
県営基幹水利施設補修事業ホレコ川地区農業用排水	平成22年3月29日

## 公 告

平成22年鳥取県公報第8186号で公告したホームプラザナフコ倉吉北店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成22年7月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため。

平成22年鳥取県公報第8189号で公告した（仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設及び鳥取港海鮮市場かろいちに係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項

に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成22年7月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため。